

別表 1 (個票)

事業コード	事業名：	所管課
05-08	農業用ため池管理者賠償責任保険 加入促進事業	農政計画課
① 事業内容	農業用ため池管理者賠償責任保険（以下「ため池保険」という）新規及び継続加入を行うため池管理者を支援し、加入促進を図る。	
② 事業対象者	ため池保険に新規加入及び継続加入を行うため池管理者。ただし、以下に掲げる事項を要件とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第4条及び附則第2条に基づく、ため池届が提出された農業用ため池の管理者であること。 ・市内に受益がある農業用ため池の管理者であること。 ・ため池保険に再加入を行うため池の管理者ではないこと。 	
③ 事業費	予算の範囲内	
④ 補助率	<p>【新規】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から次年度還付予定額相当（300円）を相殺した額の100%を上限</p> <p>【継続】当初保険料（兵庫六甲農業協同組合が徴収する事務費を除く）から還付金を相殺した額の40%を上限</p> <p>※同一農業用ため池の場合、新規加入に対する補助は1度限り、継続加入に対する補助は2度を上限とする。</p>	
⑤-1 補助金規則第5条第2項の(3)に該当する書類（申請書に添付する追加書類）	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金額の根拠がわかる資料 	
-2 補助金規則第5条第4項に該当する書類（申請書に省略することができる添付書類） 様式11号の4～7		
⑥-1 補助金規則第15条第1項の(3)に該当する書類（実績報告に添付する追加書類） 補助事業の実施状況が分かる書類として	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の支払額がわかる資料 ・補助対象ため池がわかる資料 	
-2 補助金規則第15条第2項に該当する書類（実績報告に省略することができる添付書類） 様式第15号～21号		
⑦ 関連法令等	農業用ため池管理者賠償責任保険加入促進事業実施要領	

⑧ 特記事項

事業対象者は②に掲げるため池管理者であるが、本事業の実施主体は「兵庫六甲農業協同組合」とし、その事業スキームは実施要領別記1に掲げるとおりとする。